

京都府告示第 1 号

青少年の健全な育成に関する条例(昭和 56 年京都府条例第 2 号。以下「条例」という。)第 13 条の 2 第 1 項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成 27 年 1 月 9 日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	雑誌	なんでも言うことを聞いてくれる 純潔ムスメ達	株式会社竹書房	条例第13条の2第1項第1号該当
2	〃	バコバコ素人娘の濡れちゃう旅浪漫	株式会社竹書房	〃
3	〃	純愛オトメ日記	株式会社マックス	〃
4	〃	ヤバすぎ [検証] 悪い手口 1 2 4	株式会社三才ブックス	条例第13条の2第1項第3号該当